

1. 改正の背景・趣旨

- 河川法（昭和39年法律第167号）第24条では、河川区域内の土地を占有しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない、河川管理者がこの占有許可を行うに当たっての審査基準として、「河川敷地占用許可準則」（平成11年建設省河政発第67号建設事務次官通達。以下「準則」という。）が定められている。
- オープンカフェやバーベキュー場等の施設については、従前、占有許可の対象施設ではなかったところ、河川敷地をにぎわいのある河川空間として積極的に活用したいとの要望の高まりを受けて、平成16年度から社会実験として一部の区域で行えることとし、平成23年度からは、準則を改正して、特例（都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占有の特例）として全国的に行えることとなった。
- しかしながら、この特例については、公共性・公益性を有する主体が占有を行う場合は占有許可期間を10年以内、営業活動を行う事業者等が行う場合は占有許可期間を3年以内としていることから、営業活動を行う事業者等としては、3年以内という短い期間では中長期的な事業の見通しが立てられず、この特例を活用して営業活動を行うことが困難であるとの声がある。



民間による河川敷地の利用を促進し、水辺のにぎわいづくりを一層推進する観点から、特例に係る準則を改正し、**営業活動を行おうとする事業者等の占有許可期間を延長することが必要。**

河川敷地占用許可準則の一部改正について②

2. 改正の内容

- 現行、営業活動を行う事業者等に認められる3年以内の占用許可期間について、公共性・公益性を有する者に認められる場合と同様、10年以内とする。

占用主体の種類	占用許可期間	
	現行	改正後
公共性・公益性を有する者	10年以内	
営業活動を行う事業者等	3年以内	<u>10年以内</u>

参考: 検討の経緯

「資源としての河川利用の高度化に関する検討会（座長：小幡純子上智大学法科大学院教授）」
課題の整理と進めるべき方策（抜粋）〔平成28年3月2日公表〕

民間による水辺での事業参入を促し、民間の資金やノウハウを活用した河川敷地の有効利用を一層促進すべき。そのため、適正な河川利用について検討しつつ、河川敷地占用許可準則を改正し、**営業活動を行う事業者等の占用許可期間を公的主体と同程度にまで延長することが効果的**である。

都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例

【河川空間のオープン化の特例】(平成23年4月1日施行)

参考

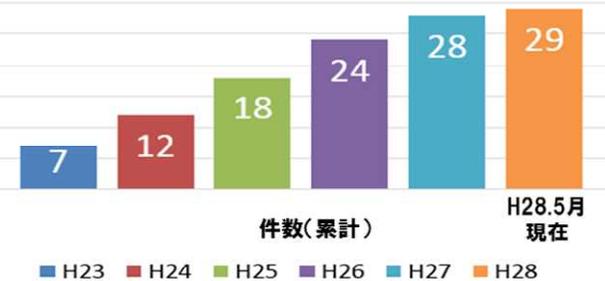
概要

- 河川敷地の原則的な占用主体は公共性・公益性を有する者であるが、河川敷地をにぎわいのある水辺空間として積極的に活用したいという要望の高まりを受け、平成23年度に準則を改正し、一定の要件を満たす場合、営業活動を行う事業者等による河川敷地の利用を可能としたもの。

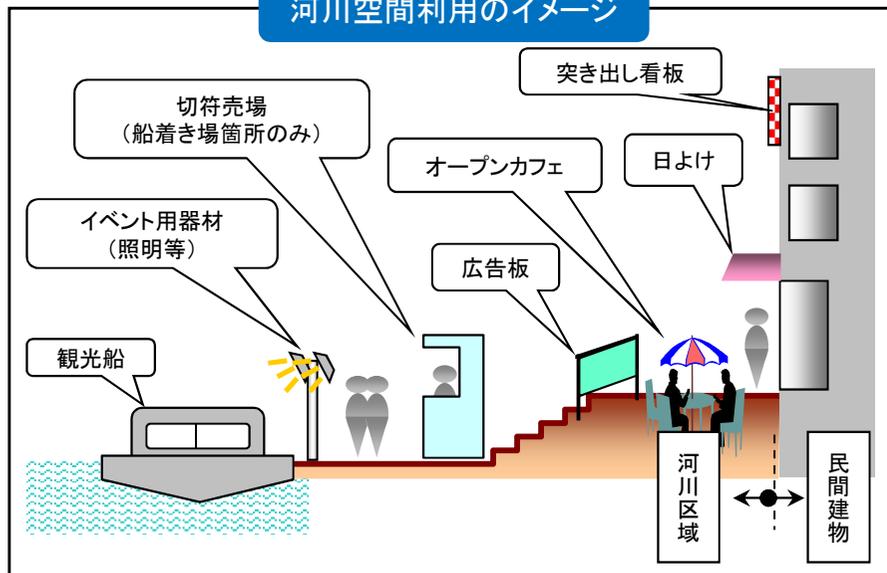
特例が適用される一定の要件

- 特例を活用する区域、占用施設、占用主体について地域の合意が図られていること。
- 通常の占用許可でも満たすべき基準に該当すること。(治水上及び利水上の支障がないこと等)
- 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること。

河川空間のオープン化の特例の活用実績数



河川空間利用のイメージ



河川空間のオープン化の事例

オープンカフェ(広島市・京橋川)



バーベキュー広場(埼玉県・都幾川)



民間事業者等が河川敷地にオープンカフェやバーベキュー場等を設置することが可能に。